

特定生産緑地（足立区）の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

通 し 番 号	番 号	位 置	生 産 緑 地 地 区 番 号	面 積			申 出 基 準 日	備 考	図 面 番 号
				生 産 緑 地 区 （ 都 市 計 画 ）	特 定 生 産 緑 地				
					既 に 指 定 さ れ て い る 区 域	新 た に 指 定 す る 区 域			
1	19-1	足立区入谷二丁目地内	19	約 650 m ²	0 m ²	約 320 m ²	2022 年 11 月 10 日		1
2	101-1	足立区神明三丁目地内	101	約 3,310 m ²	0 m ²	約 1,490 m ²	2022 年 11 月 10 日		2

「区域は指定図表示のとおり」